

滞日ムスリムの墓地取得運動の定性的分析
—別府ムスリム協会の「権利運動」への展開に着目して—

A Qualitative Analysis of the Cemetery Acquisition Movement of Muslims in Japan: Focusing on the Development of the Beppu Muslim Association into a "Rights Movement"

37-206173 藤本 一輝

Although there is a need for burial cemeteries for Muslims in Japan, obstacles to establishing them are high. Factors that contributed to the establishment of the cemetery movement included the purchase of plots in existing cemeteries, as well as the negotiation of Japanese entities and the cooperation of traditional religious figures. The process of the Beppu Muslim Association's movement included a demand for institutional change in the host society and the contribution of a personal network of collaborators who could mobilize personnel from other religious sectors. The movement reflects the way in which each Muslim adapts to the host society.

第1章 序章

1.1 研究の背景

滞日ムスリムは二世や技能実習生などを含め、20万人以上を数える。宗教的マイノリティである滞日ムスリムは、生活の各側面で制約を抱える。種々の問題のうち、近年、人口動態の変化を背景に顕在化する問題が墓地の確保である。ムスリムは慣習的に土葬を行う。「墓地・埋葬等に関する法律（墓埋法）」で土葬は禁止されていないが、自治体単位では条例で禁止される例がある。滞日ムスリムの一部は、土葬の墓地を確保するため、日本在来の宗教団体や地域住民をはじめホスト社会の成員と交渉を展開した。とりわけ大分県日出町内での取得交渉が難航した別府ムスリム協会は、2021年厚生労働省に「多文化共生墓地」建設を陳情している。

1.2 既往研究の整理と研究の位置づけ

①滞日ムスリムの増加に関する問題と空間

ムスリム同士の繋がりやホスト社会との接点といった観点で研究が展開されてきた。店田(2015)¹や加藤(2021)²は2000年代に建設ラッシュが進んだモスクや礼拝空間など、日常的に用いられる空間利用を題材とした。

②ムスリムの墓地取得運動

樋口(2005)³は多磨・神戸の外国人墓地と山梨県の文殊院の事例を紹介し、川崎(2016)⁴は、日本ムスリム協会と日本イスラーム文化センターの取得運動を取り上げ、日本人主体・外国人主体のイスラーム団体の特性を比較した。これらの研究は執筆された時期の時代的な制約もあ

り、個別事例の断片的な記述にとどまる。

③権利運動に関する研究

滞日ムスリムの墓地取得運動は、マイノリティの権利獲得のための運動として捉えられる。類例として、中根(2015)⁵は外国人ユニオン、風間(2019)⁶はゲイ団体の活動を題材に、社会運動・権利を求める少数者の運動を取り上げる。本研究は、少数者の権利を求める動きがどのように解決が試みられ、どのようなホスト社会の欠陥を浮き彫りにしたかという議論に接続される。

1.3 研究の目的

滞日ムスリムの墓地取得運動の特質を提示し、多文化共生が唱えられる社会の構想に寄与することを目指す。墓地問題はムスリムとノンムスリムの折衝が行われ、日本におけるムスリムの定住を迎えるにあたり重要であるとみなす。ローカルな場で解決されていた課題がナショナルな場で顕在化した別府ムスリム協会の権利運動化の過程を追い、ホスト社会とのネットワークやムスリムコミュニティ内での意見のありようを明らかにする。以上の目的を踏まえて、リサーチクエスションを設定する。

①滞日ムスリムの墓地取得運動は、どのような主体に働きかける形で進められたか？

②滞日ムスリムの墓地取得運動の各事例に関し、設立、頓挫につながった要素はなにか？

③別府ムスリム協会の運動が権利運動に至った要因と動員、ムスリムコミュニティへの影響はなにか？

1.4 用語の定義

・ムスリム墓地…ムスリム用の区画が設けられているか、全区画をムスリムが利用することが前提となっている土葬の墓地を指す。
・権利運動…社会を構成する少数派、あるいは劣位にある集団が行政・司法機関といった制度への訴えを通じて自身の権利を制度的に求め、社会的に要求する運動を指す。

1.5 研究の構成・手法

第2章は、滞日ムスリム・土葬観念・墓地行政にまつわる問題を提示することで、ムスリム墓地の位置づけを示す。宗教学・行政学の文献を総合、若年ムスリムへのアンケートを実施し、日本とイスラーム両者の文化を知る人々の葬法意向の傾向を示す。

第3章は、滞日ムスリムの墓地取得運動の展開について、事例を比較する。各墓地において、設立・頓挫に寄与した要因を実証する。手法としては各墓地の取得に携わった団体の構成者にヒアリングを行い、新聞記事・ルポ・学術研究などで情報を補完する。

第4章は、権利運動へと進展した別府ムスリム協会の墓地取得運動の動員過程と影響について、時系列をふまえて記述する。手法としては、墓地取得運動を主導したアクターや、反対する住民、各ムスリム協会へのヒアリングも行った。また、研究協力者から提供された住民説明会・意見書などの資料の分析も併せて行う。

第5章は結論である。

第2章 滞日ムスリムと墓地問題

2.1 滞日ムスリム土葬墓地の位置づけ

ムスリム墓地に付随する諸論点は、NIMBY一般に伴う問題と、ムスリム墓地独自の要素に由来する問題に基づき、それらが複合する形で立ち現れる。前者の代表例として、受益圏・受苦圏の問題が挙げられる。

2.2 滞日ムスリムの人口動態と都市施設の獲得

滞日ムスリムの人口動態はバブル期の労働力補充や2010年代の技能実習生の受容に影響される。ムスリムは生活の中で食やコミュニケーションなど種々の課題を抱えているが、それらの一部はモスクという実空間の確保によって解決されてきた。日本に建設されるモスク()は、近年ではニューカマーや留学生のもつ人的資源と物的資源、共同体内での寄付により成立し、

全国に100以上が点在する(図1)。

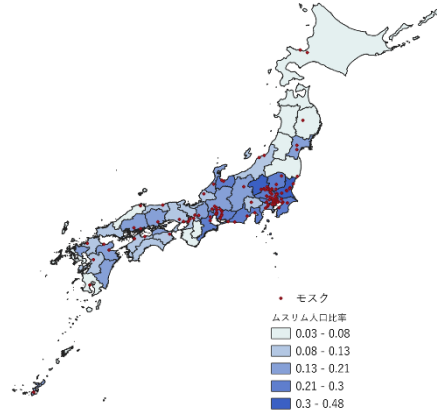


図1 日本のモスクの立地

モスク建設には時として反対が伴う。福岡モスクでは住民への粘り強い説明がその反発を緩和しているなど(生田2014)7、ムスリムと地域住民双方の事情を理解した仲介者が果たす役割も大きい。交流の努力はムスリム側からに偏り、ノンムスリムとの融和は十分でない。

2.3 イスラームと日本の土葬観念の比較

土葬観念に関して、イスラーム(ムスリム)と日本では大きな違いが見られる。ムスリムは規範を重視し、土葬を自明とする。一方、かつて土葬が主流であった日本では、東日本大震災後のいちはやい改葬にもみられるように、親族の土葬を経験していた世代であっても、土葬への心理的抵抗が強い(鈴木2012)8。また、20代以下のムスリムへのアンケートから、日本とイスラームの文化の双方に接した滞日ムスリムは土葬への意識と日本での埋葬意向が示された。

2.4 墓地埋葬行政の推移

墓地埋葬行政は各自自治体の事情を反映すべく分権化が旨である。今日、公営墓地が未整備な中、仏教寺院の墓地が数的に補完する役割を果たしている。墓地の設立・運営に関する許認可は2000年代の第2次地方分権改革を受け、都道府県から市町村へと移管された。都道府県/市町村営墓地の数は不足しているが、墓地を新たに申請できる団体は宗教法人や公益法人に限られるうえ、認可までの障壁は高い。

第3章 墓地取得運動の展開と設立・頓挫要因

3.1 墓地取得運動の枠組み

ムスリムの墓地取得運動を「設立」・「係争中」・「頓挫」に分け、要因を考察する。「設立」はムスリム専用墓地・埋葬区画が生まれた事例、「係争中」は現在進行系で土地探しないし行政との交渉を行っている事例、「頓挫」は予定した用地での建設を断念した事例を指す。2022年3月時点までに設立されたムスリム墓地の位置は図2の通りである。



図2 ムスリム墓地の立地

東北・中国・四国・九州の各地方にはムスリム墓地が存在しておらず、偏在している。

3.2 「上からの」設立

最初期のムスリム埋葬用区画である神戸外国人墓地・多磨霊園は、戦前の回教政策のもと設立された。

3.3 日本におけるムスリム墓地取得運動の展開

日本で初めてムスリムが主体となって取得した墓地が山梨県甲州市文殊院のイスラム墓地である。1961年より交渉が進められ、宗教者とイスラム研究者の仲介、日本的習慣に基づいた交渉が開説に寄与した。

1990年代以降、日本人や外国人ムスリムの墓地取得運動が盛んとなり、2006年の余市霊園を皮切りにムスリム墓地が設立されつつある。一方で、一部の運動は頓挫した。

3.4 墓地取得運動の成否因

墓地取得にあたってはムスリムのみならず、外部セクターの協力も必要となる。日本では、自治体の支援を十分に得られず、仏教やキリスト教をはじめとした宗教者の存在が大きかった。

同時に、土地所有者、建築士、弁護士などの非宗教者が果たした役割も見落とせない。

各事例を横断的に比較し、交渉の対象となった主体を類型化し、運動を前進・後退させた要因を示した(表1)。

表1 ムスリム墓地の成否要因と類型

結果	事例	前進因			後退因			類型
		日本人主体交渉	既存墓地区画購入	在来宗教者協力	地域反対	交渉超額	墓地以外区画購入	
設立	余市	○	○	○				A.対土地所有者交渉
	本庄		○					
	茨城		○				○	B.対土地所有者、住民交渉
	谷和原		○				○	
	清水	○						C.対土地所有者、地方公共団体、住民交渉
	山梨	○					○	
係争中	橋本	○					○	
	別府						○	
頓挫	静岡						○	
	足利		○					
	三重						○	
	奈良						○	
	長野						○	

墓地用地を取得する際に、墓地建設用地の所有者との同意を得る必要がある。設立事例は、「A.対土地所有者交渉(余市・本庄)」「B.対土地所有者、住民交渉(茨城・谷和原)」「C.対土地所有者、地方公共団体、住民交渉(清水、山梨、橋本)」の3類型に分けられる。

地方公共団体との交渉は、墓地取得運動に際し必ずしも要請されない。ムスリム団体が土葬の許可された墓地区画を購入するケースでは、地方公共団体への申請は必要がない。ただし、墓地区画の主体とならなければ、新たに区画を拡張できない。また、墓地を運営する団体と利用者のマナーをめぐるトラブル、経営者の意向が変化した場合、区画が使えなくなってしまう。余市の事例ではそれ以前に現在の霊園を有する宗教法人が余市町、北海道に交渉しており、区画取得への下地ができていた。足利の事例では日本イスラム文化センターが地方公共団体から「住民への合意の取り付け」を要請され、墓地取得が失敗した。山梨の事例では拡張を見据えて塩山市への認可を要求し、区画購入から20年を要した。その間に宗教法人格取得という形で東京都との折衝している。清水や橋本といった中山間地域は人口が僅少で、もともと墓地として登記されていた区画だったことも重なり、住民との交渉で目立った反発が起きなかった。

3.5 第3章の小結

現状では、既存墓地の区画を購入する形のみ、墓地設立がなされている。そのうえで、在来宗教者の協力や日本人が主体となった交渉による融和が行われている形にのみ、墓地設立が

実現している。清水の事例をはじめ、人家から離れている場合などには、地域からの反対がそもそも起きないケースが散見される。

第4章 別府ムスリム協会の運動過程と影響

4.1 対象について

別府ムスリム協会の運動は、地方公共団体レベルから国家の制度的な解決を求め、「権利運動」としての色を帯びた従来の運動からの発展型とみなせる。すなわち町議会で議論となり、国への多文化共生墓の陳情が行われ、墓地埋葬行政の問題を提起した点が特筆している。従前の事例でも自治体レベルでも経営許可はなされていた。しかし、必要な書類を提出し、事態の長期化、条例の文言に求められる主体からの同意を得ていたが、事態は長期化している。住民の合意を求められ、足利の事例とも類似しているものの、足利では予定地での設立を断念し、他の場所での開設に帰結した。別府ムスリム協会は別府マスコムに本拠を置く団体である。立命館アジア太平洋大学（APU）の留学生が中心となった別府マスコムは、確保に至るまで約10年の時間を要した。墓地建設予定地の日出町南端地域は中山間地域であり、町の基本計画では「自然・森林保全ゾーン」とされている。

4.2 運動の時系列

別府ムスリム協会は、2010年より墓地用地探しを開始し、2016年以降交流を持った中津市の僧侶とともに活動した。2018年に所有者と交渉し、日出町内に土地を購入した。同地は1990年に経営許可が下り、既に土葬が行われているトラピスト修道院の墓地に近接していた（図3）。

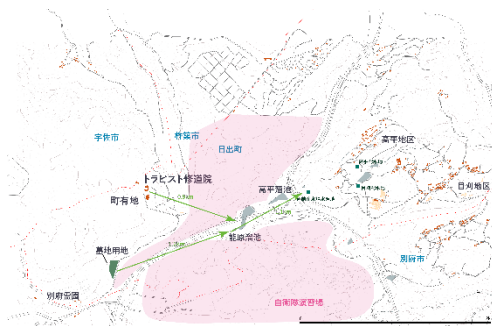


図3 墓地建設予定地（日出町）

南端地区では、区長が当初建設に賛成した。5度の住民説明会が開かれ、地元出身の町議会議

員が主導し、科学的根拠の薄い「水質汚染」の懸念を根拠とし、2020年8月に墓地設立を阻止しようとする建設反対陳情を行った。12月に町議会で陳情は採択される。2021年6月に別府ムスリム協会代表や僧侶など複数の関係者が厚生労働省に「多文化共生土葬墓地」の設立を陳情した。11月には町が近接する町有地の活用を提案したが、隣接する杵築市内の地区との対立に陥っている。

4.3 別府ムスリム協会の運動の分析

別府ムスリム協会の活動に関し、墓地設立に携わったアクターとして捉え直す時、既存の資源動員論を活用することで、「権利運動」への展開を示すことができると考える。資源動員論は、一般に、運動は不満に加え人的資源などのリソースなどが投入されることによってなし得るとする、運動過程を説明する考え方である。マイノリティである外国人の労働運動である多国籍ユニオニズムを扱った中根（2015）は、動員論を用いている。その中で、中根は運動を成り立たせるための社会構造的な資源を「制度/非制度的」、「ホスト社会領域/エスニックコミュニティ領域」の2軸に分類している。ホスト社会・非制度的な資源としては、宗教者による土地提供や住民の説得が大きな役割を果たしてきた。宗教的マイノリティ領域・非制度的な資源としては、ムスリムのネットワークが寄与した。特に、国を超えたムスリムの墓地取得運動への寄付が、財政面での問題を保証した。

一方、制度的な資源は活用されていなかった。墓地経営に許認可を与える地方自治体が協力的な事例を取る例は限られ、墓地埋葬行政の上位機関である厚生労働省・国による検討は行われなかった。

別府ムスリム協会の運動のアクターは図4の通りである。

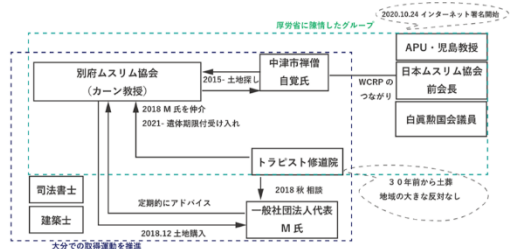


図4 別府ムスリム協会の運動のアクター

「墓地取得運動」は図内青枠のアクターが主な

担い手となり、権利運動においては図内緑枠のグループが厚労省に陳情を行った。地方公共団体との交渉は従前の墓地取得運動と質的に異なり、条例の要件を満たした上で建設許可を待つ状況だった。交渉の長期化は地方公共団体レベルでの個別的な解決にとどまらず、国レベルでの解決を要求する意図へ進展した。その際に活用されたのが僧侶及びWCRP（世界宗教者平和会議）を通じた宗教間ネットワークと、APUの教授間のネットワークであった。前者は宗教者を通じて国会議員へのコネクション成立、厚労省への陳情に結びついた。後者はインターネット署名という形で問題を公然化し、地域外の人々やノンムスリムを含めた外部資源の活用につながった。

また、社会運動の動員の過程について、片桐（1995）⁹を援用し、不満の共有化、変革意図の成立を経て運動組織が形成され、目的達成のための行動がなされるとする。従前の墓地取得運動は、話し合いの妥結の成否で墓地が設立するか運動が頓挫するか決まっていた。別府の運動では、対談だけで解決しないという意思確認、宗教者のネットワークにより組織が形成され、多文化共生墓への陳情として発展し、権利運動としての色も帯びた（図5）。

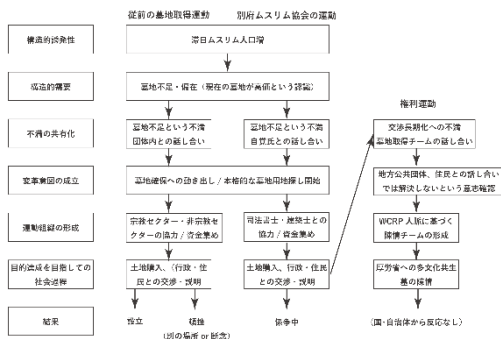


図5 運動の発展過程

4.4 墓地埋葬行政への示唆

権利運動としての色を帯びた墓地取得運動は、埋葬行政の課題を示唆する。すなわち、①一次葬の考慮の不十分さ②墓埋法の根底をなす「国民の宗教的感情」という概念の疑義③分権の弊害による地方自治体の過度な負担④手続きとしての不法性⑤都市計画との関連の薄さである。

4.5 ムスリムコミュニティの反応

マイノリティによってなされた権利運動において、同じマイノリティとして括られる人々の間では、各人の持つ立場に基づき、異なる受容がなされる。運動に対しては肯定的な立場と否定的な立場が存在し、その意見は個人としての生き方やホスト社会への適応の方策を反映する。そこで、墓地問題について認知するムスリム協会の5人にヒアリングを行った。

ヒアリングしたムスリムは、活用できる墓地設立を目指すことを希望する点で共通する。ただし、別府ムスリム協会の運動に対しては、既に墓地を確保したムスリムの3氏からは否定的な意見、取得運動中のムスリムからは賛同が見受けられた。3氏の属する団体は既に墓地を確保している、あるいは目処が立っており、別府ムスリム協会への批判は方法論的批判である。換言すれば、別府ムスリム協会は日本のムスリム墓地取得運動の経緯を参照するべきであったという旨である。

ムスリム墓地取得運動は、NIMBYとして複合的な問題を有し、受益・受苦や「地域住民」の範囲の想定がきわめて難しい。別府ムスリム協会の「権利運動」へのムスリムの反応は、マイノリティとして適応した日本人ムスリムと、イスラーム圏出身で生育したムスリムのホスト社会適応への姿勢を示している。他のマイノリティの運動との共通項を見出すこともできるが、各人の反応にはムスリムとしてどうあるべきかという規範も関わり、マイノリティとしてのムスリムの日本社会への適応姿勢に加えムスリムを信仰のみで一括りにできない側面をも反映している。

4.6 第4章の小结

別府ムスリム協会の運動は、条例の要件を満たしていたにもかかわらず行政の引き伸ばし、住民の反対を受けた。同運動は従前の頓挫事例のように他地域での設立や、運動の断念が行われなかった。協力者の持つ人的ネットワークが資源となり、問題解決を要求する主体を地方自治体から国へと拡張する形で「権利運動」としての色を帯びた。国は直接的に「多文化共生墓地」に関する具体的なアクションを示していない。また、町は町有地活用を提案したものの、さらに別地域との水質問題で対立を生んだ。町レベルで噴出した現場の諸問題は、むしろ前例のないムスリム墓地という土地利用形態の経営許可を地方公共団体が担う墓地埋葬行政の構造的欠陥を浮き彫りにもしている。また、一次葬

への考慮を含めた墓埋法の見直しをはじめ、墓地に関わるその他の議論と結びつける余地があることも示している。当事者のムスリムからは「日本もかつて土葬だった」という意見自体が散見されるものの、葬法観念が変化した日本においては過去の葬法を継承・復活させることが想定されていない。土葬が衛生的に問題のない手法か数値的な検討はなされず、そうであったとして不安感をどう除去するか、という検討はなされていない。ムスリムによる墓地取得運動は、モスクの取得とも共通し、寄付によって成り立っている。特に海外も含むムスリムコミュニティからの資金提供によって、一般にマイノリティの運動の継続の障壁となりかねない経済的問題は解決がなされている。

第5章 結章

5.1 まとめ

墓地取得運動においては、漸進的な設立がなされた。既存墓地の使用権を取得する方法では必ずしも住民との交渉は要求されなかったが、拡張性の観点や所有者の意向に左右されない墓地運営を行うにあたっては住民との交渉が必要であった。今日までの墓地獲得運動の設立要因は、既存墓地の区画購入に加え、日本人の主体の交渉ないし在来の宗教者の協力であった。裏返しとなる頓挫要因として、墓地以外の区画を購入した場合、墓地取得運動は結実していない。また、ムスリム土葬墓地が抱えるネガティブイメージに端を発する住民の抵抗、日本人が中核とならなかったことによる交渉の齟齬、墓地埋葬行政の分権化としての行政の引き伸ばしも運動の頓挫に結びついた。

別府ムスリム協会の運動の動員過程には、潜在的な不満として既存墓地の区画を確保する手法では持続性が見込めないというホスト社会の制度変革を求める要求があり、他宗教セクターの人員を動員できる陳情を協力者の個人的ネットワークが寄与していた。そのうえで、墓地取得を目指す人々にとって目的意識の共有がなされたこと、非宗教セクターの協力があり、条例の要件を満たすに至ったことが挙げられる。

権利運動化のひとつのベンチマークである陳情は、それ自体が国や行政の姿勢を変革させるには至らない。ホスト社会の制度的な解決を求めた点が従前の墓地取得運動と異なっていることから、ムスリム内での評価は分かれており、各人のホスト社会への適応のあり方を映し出す。

5.2 研究の課題

研究の課題は、情報収集の偏りにあり、とりわけ一世のムスリムの意見を十分に収集できなかった点にある。また、ランドスケープデザインなど空間スケールでの検討が不足していた。

5.3 展望

国家への制度的な働きかけである「多文化共生墓地」の要求というフレーミングは、そもそも日常的に多文化共生を実現する土壌が成立していない現況では、問題解決に直結し難い。短期的な解決策としては、既存の墓地区画を最大限に活用することも重要であろう。中長期的な解決策としては、文化の違いを理解し合う土壌を醸成していくことが考えられる。日本の葬送に関する価値観とムスリムとしての価値観の双方を内面化する二世・改宗者による媒介や、樹木葬や散骨など新たな葬法（二次葬）と関連付けた議論が求められる。

参考文献

- 1 店田廣文 (2015) 『日本のモスク：滞日ムスリムの社会的活動』(イスラームを知る 14) 山川出版社
- 2 加藤公花, 後藤春彦, 山近資成, & 吉江俊. (2021). ムスリム二世の環境適応の実態と「まちなか礼拝空間」に適した空間要素・オーラルヒストリー調査と繁華街における礼拝空間の探索実験より. 日本建築学会計画系論文集, 86(779), 125-135.
- 3 樋口裕二. (2005). 埋葬状況からみた在日ムスリムコミュニティ. 常民文化, (28), 43-69.
- 4 川崎のぞみ (2016) ムスリム墓地取得活動と地域社会の変化—日本ムスリム協会と大塚マシドの事例— 宗教学・比較思想学論集 (17), 95-103, 2016-03, 筑波大学宗教学・比較思想学研究会
- 5 中根多恵. (2015). 多国籍ユニオニズムにおける運動資源の動員構造と戦略的アプローチの解明—GUの事例分析をとおして— (Doctoral dissertation, 名古屋大学).
- 6 風間孝 (2019) クローゼットと寛容 府中青年の家裁判はなぜゲイ男性によって批判されたか. 菊池夏野, 堀江有里, 飯野由里子編著『クィア・スタディーズとはなにか』第2章, 晃洋書房
- 7 生田篤. (2014). 福岡市のモスク開所過程と留学生の宗教問題. 移民研究年報= The annual review of migration studies, (20), 77-88.
- 8 鈴木岩弓. (2012). 東日本大震災時の土葬選択にみる死者観念. 今を生きる: 東日本大震災から明日へ, 103-21.
- 9 片桐新自. (1995). 社会運動の中範囲理論—資源動員論からの展開 東京大学出版会